職員の業務負担の軽減に関する項目

栄養教諭・学校栄養職員については、義務標準法による定数を基礎として、本府の定数状況を勘案の上、配置している。

文部科学省では、平成２９年度概算要求において、「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図るため、発達障がいやいじめ、貧困など子どもが抱える多様な課題への対応等に必要な3,060人の定数改善が計上され、共同調理場における栄養教諭等の配置充実として、配置基準の引き下げが盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めていく。

年度当初や年度中に予測できなかった欠員が生じた場合には、臨時的任用職員をもって充てているところ。

正規栄養教諭の採用に関しては、今後の定数動向・再任用職員数等を踏まえ、新規採用者を確保していく。

今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

栄養教諭・学校栄養職員の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に要望してきたところだが、引き続き要望していきたいと考えている。

また、加配措置を行っている学校に対しては、全ての学校ではないが学校訪問を行っており、その際にも校内体制の整備や、市町村教育委員会のサポート体制等について、必要に応じて指導・助言を行っている。

職員の業務負担の軽減及び職場環境の改善に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や、多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制で効果的・効率的な運営を行うことが必要と考えている。この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間の活力を導入することとし、調理業務の民間委託化を実施している。

また、安全安心な給食を提供するためには、給食調理場を衛生的に保つことが必要であり、緊急性の高いものから施設設備の改修に努めている。

今後とも、関係課との連携を図りながら、適切な施設改修に努めていきたいと考えている。

交野支援学校四条畷校の給食については、平成２２年度の開校時から給食提供をするため、市立学校給食センターから提供を受けることとしたもの。

職員の業務負担の軽減に関する項目

食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、文部科学省からの通知を受け、平成２６年３月に公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応を行うよう通知をしたところ。

また、平成２７年３月には、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」や「学校におけるアレルギー疾患対応資料（ＤＶＤ）」などの送付があったことを受け、アレルギー疾患対応に活用するよう通知したところ。

なお、本年度、学校における食物アレルギー事故防止の取組みを支援することを目的に、専門医師のほか、学校長や担任、養護教諭、栄養教諭等の学校関係者による「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」作成委員会を１１月に立ち上げ、現場の意見や実態を反映したガイドラインを年度内に策定し、府立学校及び市町村教育委員会に対し、周知する予定。